

バリアフリー改修で固定資産税が減額されます

高齢者や障がい者の居住の安全性を高め、介助の容易性を向上させる改修工事（バリアフリー改修）をすると、翌年度の固定資産税が一部減額されます。

※工事費用が50万円を超えるなどの要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

● 減額される税額

家屋（床面積 100 ㎡まで）の固定資産税額×3分の1

例① 床面積 90 ㎡、評価額 450 万円の家屋の場合

$4,500,000 \text{ 円} \times 1.5\% = 67,500 \text{ 円}$ （減額前の固定資産税額）

$67,500 \text{ 円} \times 1/3 = 22,500 \text{ 円}$ （減額される税額）

$67,500 \text{ 円} - 22,500 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$ （減額後の固定資産税額）

例② 床面積 150 ㎡、評価額 1,000 万円の家屋の場合

$10,000,000 \text{ 円} \times 1.5\% = 150,000 \text{ 円}$ （減額前の固定資産税額）

$150,000 \text{ 円} \times 100 \text{ ㎡} / 150 \text{ ㎡} = 100,000 \text{ 円}$ （減額対象部分の税額）

$100,000 \text{ 円} \times 1/3 = 33,333 \text{ 円}$ （減額される税額）

$150,000 \text{ 円} - 33,333 \text{ 円} = 116,667 \text{ 円}$ （減額後の固定資産税額）

● 減額される年度

令和8（2026）年3月31日までにバリアフリー改修工事が完了したものにつき翌年度分

● 次の書類を添えて、工事完了日から3ヶ月以内に申告してください

ア) 「住宅の居住安全（バリアフリー）改修に伴う固定資産税減額申告書」

イ) 工事代金の領収書、工事明細書、改修前後の写真（※）

ウ) 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（高齢者の場合は必要なし）

エ) 補助金交付決定通知書などの確認書類（改修補助金を受けた場合）

オ) 理由書（申告が3ヶ月を超えた場合）

※上記イ) に代えて、建築士・登録住宅性能評価機関などが発行した**増改築等工事証明書**でも可



固定資産税減額の要件（バリアフリー改修）

- 1 
 - ・新築された日から 10 年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く）
 - ・改修後の床面積が 50 m²以上280m²以下であること
- 2 
 - 次のいずれかに該当する方が居住している（倉吉市に住民登録がある）
 - ・65 歳以上の方（工事完了の翌年1月1日時点）
 - ・介護保険法上の要介護または要支援の認定を受けている方（介護保険法 19 条）
 - ・障がい者（地方税法施行令 7 条）
- 3 

令和8(2026)年3月31 日までに居住用部分に行った次の工事

 - (1) 通路または出入口の幅を拡げる工事
 - (2) 階段の設置または改良により勾配をゆるくする工事
 - (3) 浴室を改良する工事
 - ・浴室を拡げる工事
 - ・またぎ高の低い浴槽に取り替える工事
 - ・固定式の移乗台や踏み台など、浴槽への出入りを容易にする設備の設置工事
 - ・身体を洗いやすくする水栓器具を設置または取替えの工事
 - (4) トイレを改良する工事
 - ・トイレを拡げる工事
 - ・便器を洋式に取り替える工事
 - ・洋式便器の座高を高くする工事
 - (5) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などに手すりを取り付ける工事
 - (6) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などの床の段差を解消する工事
 - (7) 出入口の戸を改良する工事
 - ・開戸を、引戸や折戸などに取り替える工事
 - ・開戸のドアノブをレバーハンドルなどに取り替える工事
 - ・戸車など、開閉しやすくする器具を設置する工事
 - (8) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などの床を滑りにくいものに取り替える工事
- 4 
 - 補助金を除いた工事費が 50 万円を超えていること
- 5 
 - 固定資産税の耐震改修減額と重複していない
- 6 
 - 以前に、この減額を受けたことがない